

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成29年11月6日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

1 処分に至る経緯等

審査請求書（以下「請求書」という。）、弁明書、反論書、審理員からの質問に対する回答書、処分庁から提出された弁明書に添付された物件及び審理員の依頼に基づき提出された物件（以下「提出物件」という。）による本件審査請求に係る本件処分及び本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成26年10月29日に処分庁は審査請求人の生活保護を決定した（処分庁から提出された決定調書の写（以下「決定調書」という。）で確認）。
- (2) 提出物件のケース記録（以下「ケース記録」という。）及び請求書の記述から、保護開始時において、審査請求人及び処分庁は、審査請求人に障害年金の受給権があることについて、認識していた。
- (3) 処分庁は、審査請求人に対する援助方針の1つとして障害年金の受給手続を支援することを掲げ、少なくとも保護開始時の初回訪問及び毎年度の初回に当たる訪問の際に、そのことを説明していたことがケース記録に記録されている。
しかし、この記録には、処分庁が審査請求人の年金裁定手続の支援を行った内容は、示されていない。
- (4) 処分庁のケース記録で確認できる処分庁による審査請求人の障害年金受給手続の具体的な助言指導の記録は、平成27年6月9日の訪問記録「障害年金の申請手続き

鹿
知

に必要な書類を年金事務所に問い合わせるよう伝えた」であるが、これについて審査請求人は、反論書でケースワーカーから「年金事務所に自分で相談に行くように」というような説明はなかったと否定している。

これ以降ケース記録に出てくるのは、平成27年10月28日に障害年金手続に係る受診状況等証明書¹の文書料支払いに関する記録及び同日██████████クリニックより初診確認が取れ、別紙のとおり受診状況証明書（初診証明書）の提出がなされたとの記録である。これ以降、平成29年2月8日に申請に必要な書類を本人に手渡した旨の記録まで、具体的な年金請求の支援をした記録は認められず、他の提出物件からもそのような事実は認められない。

平成29年2月8日のケース記録には、障害年金請求に必要な書類一式を審査請求人に手渡し、遡及して請求するための診断書を██████████クリニックより提出してもらったことを報告したとある。

このことについては、弁明書に記載があり反論書において審査請求人は、「処分庁のケースワーカーが年金手続について、理解してないものと考えられる。」旨の言及があるが、内容自体を否認はしていない。

また同日のケース記録によると、平成27年10月28日に取得した██████████クリニックの受診状況等証明書が紛失したことにより、同証明書を再度取得することとなった旨の記録がある。

(5) 平成29年3月16日

審査請求人から、██████████年金事務所に障害年金請求用の書類を提出し、受理されたとの報告がなされた。

(6) 平成29年7月31日

審査請求人の障害年金の給付が決定されたことを処分庁が、審査請求人から提出された年金支払通知書(写)により確認。

内容は次のとおり

| | |
|------------|-----------------|
| 受給権を取得した年月 | 平成18年8月 |
| 受給決定額 | 基礎年金 259,766円 |
| | 厚生年金 4,096,776円 |
| | 計 4,356,542円 |

年金の種類 障害厚生年金2級

金額については、年金支払通知書(写)により、年金の種類についてはケース記録による確認である。

(7) 平成29年7月31日

処分庁は、保護要否判定を行い、8月1日付けで審査請求人世帯の保護を廃止する決定を行い、同日付けで、審査請求人に「保護廃止決定通知書」により通知した。

(8) 平成29年8月16日

処分庁は次のとおり、本件処分を決定した。

- ① 返還対象額 3,726,888円
- ② 資力発生日 平成26年10月29日
- ③ 資力受領日 平成29年8月15日
- ④ 事実確認日 平成29年7月31日



- ⑤ 文書指示 なし
- ⑥ 保護費支弁額 3,793,084円
- ⑦ 費用返還免除額 0円
- ⑧ 費用返還決定額 3,726,888円
- ⑨ 診断会議 なし
- ⑩ 法第63条設定日 平成29年8月16日
- ⑪ 調定年月日 平成29年10月5日

上記費用返還決定額の算定は次のとおりである。

基礎年金

- ① H29.4～H29.5 2月 129,883円
- ② H29.6～H29.7 2月 129,883円

厚生年金

- ③ 端数支払い 5円
- ④ H24.2～H24.3 2月 125,583円
- ⑤ H24.4～H24.7 4月 250,400円
- ⑥ H24.8～H25.3 8月 500,800円
- ⑦ H25.4～H29.5 40月 3,096,200円
- ⑧ H29.6～H29.7 2月 123,788円
- ⑨ ①～⑧合計 4,356,542円

- ⑩ 返還決定より5年以前が支払い対象月のため、受給月で収入認定対象となる額（保護廃止のため収入認定しない）
④+⑤=375,983円
- ⑪ 平成29年6月及び7月分の年金は、保護廃止月以降の8月及び9月の審査請求人の生活費に充てられるべき額であり費用返還の対象外としている。
②+⑧=253,671円
- ⑫ 費用返還の対象とした額
⑨－(⑩+⑪)＝ 3,726,888円

①から⑨までの金額については、「年金支払い通知書」の写しにより適正な額であることが確認できる。

⑩から⑫までの金額は、処分庁のケース記録の記述による。

- ⑬ 保護費支弁額 3,793,084円

この額については、処分庁が提出した保護開始時から廃止に至る期間の保護決定調書及び医療扶助の診療報酬明細書で確認したところ、適切な額であることが確認できる。

- (9) 平成29年8月21日

本件処分に係る返還の金額に納得できないとする審査請求人と処分庁との間で話し合いが行われた。

場 所： 〇〇〇〇〇〇〇〇 庁舎査定室

出席者：審査請求人及び処分庁の査察指導員及びケースワーカー2名
話し合いの内容については、審査請求人が議事録を作成するよう処分庁に要請し、平成29年8月31日に処分庁から、話し合いの内容を記したメモ（以下「8.21メモ」という。）が審査請求人に渡された。

(10) 平成29年8月24日

メモを審査請求人に渡すため、2回目の話し合いがもたれた。

場 所： ██████████ 庁舎査定室

出席者：審査請求人及び処分庁の査察指導員及びケースワーカー1名

内 容：審査請求人は、8.21メモを受け取った。

8.21メモには、「障害年金手続きについては、保護開始時に説明を受けた。その後、自ら手続きするよう言ってもらえば、すぐ手続に行った。」「今回の件で受けた損害に対し、賠償責任は取らないのか。」などの内容が記されている。

その他、次の内容の話し合いがなされた。

- ・ 審査請求人は、メモ中の「隠蔽するつもりはない。」との文言に納得できないと発言した。

- ・ 審査請求人から処分庁は、（年金裁定の）申請が遅くなった理由を求められ、「県の監査で判明し手続を開始したこと、その後の引継ぎが上手くいっていなかったこと、審査請求人が通院していた病院の廃院情報が事務所に届いたことで再度手続が動き出したこと」を審査請求人に伝えた。

- ・ 賠償責任について、処分庁は司法の判断を仰がなくてはならないため市としては対応できない旨を審査請求人に伝えた。これに対し審査請求人は、「市に過失があるのに賠償は出来ないのか。」と納得出来ない旨を伝えた。

この内容については、反論書にも同様の記述があり、概ね事実と認められる。

(11) 平成29年10月6日

審査請求人から処分庁に、納付書が届いた旨の連絡がある。

その際、審査請求人は、同封された（納付額の）計算書について、「もっと早く年金を受給できていた場合の計算書」を送るよう処分庁に話した。

これ以降、審査請求人の相談に対する対応の記録は認められず、他の物件からもそのような事実は認められない。

なお、処分庁は、審査請求人が求める計算書は作成していない。

(12) 平成29年11月6日

審査請求人は、審査庁に本件処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張しているものと解される。

処分庁は、平成26年10月頃に審査請求人が生活保護申請の相談をした際に、審査請求人に障害年金の受給の可能性があることについて認識していたにもかかわらず、審



査請求人に対する年金の裁定請求手続についての適切な助言や情報提供を怠った。

同手続は平成29年3月中旬に完了したが、本来であれば同様の手続は平成27年3月にもできていたはずであり、生活保護は同年8月には廃止されていたと考えられる。

このことから、少なくとも2年間分の保護費は不必要なもので、処分庁の不作为によって発生したものである。

本件処分が認められれば、公務員は自らの不作为といえる重過失について、一切の責任を負わない、市民に対して不利益を強いる存在でしかなくなる。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との判決を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 平成26年10月29日 生活保護開始。新規調査時に、障害基礎・障害厚生年金（以下「年金」という。）受給の可能性があることが分かる。

イ 平成26年12月5日 保護開始説明の際、援助方針により年金の受給手続きの支援について説明し、了承を得る。

ウ 平成26年12月18日 審査請求人が間借り先から現在の住所地へ転居。このことにより担当ケースワーカーが変更となる。

エ 平成27年6月9日 年度初めの初回定期訪問調査につき、援助方針により年金手続の支援について説明及び申請手続きに必要な書類を年金事務所へ問い合わせるよう伝える。

オ 平成27年9月8日 生活保護法施行事務監査により障害年金裁定請求について、援助方針に従い具体的に支援することの口頭指示がなされる。

カ 平成27年10月28日 初診の病院である■■■■クリニックから初診の確認が取れ、審査請求人から受診状況等証明書（初診証明書）が本事務所へ提出され、写しを取る。

キ 平成27年11月2日 初診証明書取得が済んだことで、申出書や診断書作成の依頼を支援することとした。

ク 平成28年4月 新年度となり担当ケースワーカーが変更。

ケ 平成28年6月24日 年度初めの初回定期訪問調査につき、援助方針により年金手続の支援について説明。初診証明書を取得したままであったため、引き続き受給手続の支援を行うこととした。

コ 平成29年2月 年金手続きが進展していなかったため、担当ケースワーカーが■■■■クリニックへ連絡し、年金請求に係る診断書及び受給状況等証明書を提出してもらう。

サ 平成29年2月8日 定期訪問調査を実施。年金請求に必要な書類一式を審査請求人に手渡し、■■■■クリニックから診断書を取得したことを報告。その際、前回取得した必要書類等は紛失したとの申し出であったため、再度取得することとした。

シ 平成29年3月16日 審査請求人より年金事務所へ年金請求用の書類を提出したと報告がなされる。

ス 平成29年7月5日 審査請求人より障害厚生年金3級の決定通知書が提出される。

セ 平成29年7月31日 障害厚生年金等級が3級から2級になることが判明。また、厚生年金分が上乘せされることも確認。それに伴い、保護廃止の検討を行い、保護否となったため、審査請求人に保護廃止になる旨を説明。

ソ 平成29年8月16日 遡及年金受給に伴う法第63条費用返還を裁決。

タ 平成29年8月21日及び8月24日 今回の年金請求手続及び遡及年金の返還について、不服があるとして話し合いを行う。

チ 平成29年10月5日 費用返還命令書を郵送。

(3) 審査請求書記載事実の認否

ア 「先に生活保護の認定をして生活を安定させ、その後年金手続を進める。」及び「本来、同様の年金手続は、H27.8には今回同様に生活保護は廃止されていたと考えられる。」については、認める。

イ 「自分の年金手続の未遂について指導を受けたが、適切な指導・情報提供を怠った。」及び「具体的な手続方法については、情報をもらえなかった。」「この事から少なくとも2年間分の保護費は、ケースワーカーの不作为によって発生したものであり、本来不必要であった。」については、否認する。

その理由は、保護開始時及び年度初めの初回定期訪問調査時の援助方針により年金の手続の支援について説明しており、また、必要な書類を年金事務所へ問い合わせるよう伝えている。

また、本来年金申請は該当者自らが行うものであると考え、ケースワーカーの不作为によって生じたものではない。

ウ 「自分に無断で初診の病院より受診状況等証明書、診断書（年金等の請求用）を取って来て」については、否認する。

その理由は、平成29年2月8日の定期訪問調査時に初診病院からの診断書等の取得について報告しており、取得も援助の一環として代理で取得したものである。

(4) 本件処分理由

年金については、法第61条により収入の状況に変動があったときは、保護の実施機関にその旨を届けなければならないとなっており、それに基づき収入認定することとなるが、今回遡及して受給した年金は返還対象となる。

平成29年8月14日に審査請求人が受給した年金4,356,542円のうち、同年6月及び7月分の定例支給分の年金253,671円は、同年8月14日が本来の支払日であったことから、通常支給分の年金として収入認定を行うこととなるが、同年8月1日に保護廃止となったため、収入認定しない。

また、平成24年2月から平成29年5月までの遡及支給分の年金4,102,871円のうち、消滅時効の5年が経過した平成24年2月分から同年7月分の年金375,983円も、収入認定の取り扱いとなるが、前述同様に保護廃止のため、収入認定しない。

残りの平成24年8月から平成29年5月分までの年金3,726,888円については、保護開始日の平成26年10月29日を資力発生日と定め、法第63条に基づき、保護の開始から廃止日前日の平成29年7月31日までに保護費として支弁した3,793,084円に相当する額の返還を命じる本件処分を行い、書面で通知したものである。

なお、例え不作为があったとしても、法第63条の費用返還義務の条件には該当する。

3 反論書の内容

(1) 弁明書の「2(2) 本件処分に至るまでの経緯」について

アについて 処分庁は、平成26年10月29日には、審査請求人に年金受給の可能性を認識していた。

イについて 平成25年12月5日に年金の手続の支援について説明し、了承を得たとしているが、具体的に年金事務所に自分で相談してください等の説明は無かった。

エについて 平成27年6月9日の年度初めの訪問調査で「年金事務所へ問い合わせるよう伝える。」とあるが、年金事務所に自分で相談に行くようにというような説明は受けていない。

カについて 平成27年10月28日に初診の病院である■■■■クリニックにて受診状況等証明書を取得し、処分庁を訪問したが担当者が不在であったため、対応した職員に預けて帰宅した。同行した姉も記憶している。

キについて 「初診証明書取得が済んだことで、申出書や診断書作成の依頼を支援することとした。」とあるが、現実には、年金手続に係る診断書を取得するように言われたことはない。

ケについて 具体的な支援（情報提供等）は一切受けていない。

コについて 平成29年8月の話し合いの説明と食い違いがある。

年金手続が進展していなかったことが発端で、■■■■クリニックに必要書類を提供してもらったかのように説明しているが、そもそもの発端は、■■■■クリニックが閉院することを知り、そのことで、審査請求人の年金手続について、進展していないことに気付いたと処分庁は説明した。

国分メンタルクリニックの閉院が迫っていた為、年金手続に必要な書類2通を審査請求人に無断で取り寄せたことも、後になって説明を受けた。

サについて 年金手続には、受診証明書と診断書がそろって後、必要であるのに、受診状況説明書がそろわないうちに、必要書類を渡すのは不自然であり不合理である。

(2) 弁明書「2(2) 本件処分に至るまでの経緯」に対する認否以外の反論の趣旨

審査請求人は、上記(1)のとおり主張した上で、次のとおり反論している。

処分庁は、弁明書において、「審査請求人の障害年金の受給手続の支援を行うこととした」としているが、現実には具体的な支援（情報提供等）は一切受けていない。

また、「年金手続は自己申請ですので、御自身で年金事務所に相談してください」ということを伝えるだけのことを誰も行ってない。

あたかも審査請求人が手続を怠ったかのような弁明は承服できないし、担当ケースワーカーから具体的に指示された書類は少なくとも提出しており、審査請求人が手続を拒む合理的な理由もない。

理 由

通知

1 法第63条の適用について

(1) 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用することのできる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり（法第4条第1項）、かつ、このことは法の基本原理であって、この法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないものとされている（法第5条）。

また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) これを本件処分について見ると、処分庁が弁明書に添付して提出した審査請求人の国民年金・厚生年金保険年金証書及び年金支払通知書によれば、審査請求人は、平成18年8月に年金の受給権を取得し、平成29年6月22日付けで受給が決定し、同年8月15日に同年6月分及び7月分並びに遡及して支給される平成24年2月分から平成29年5月分の障害年金が振り込まれることが確認できる。

このため、処分庁が、審査請求人について、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、保護費の返還を求めたことは、法に沿って行われたものであると認められる。

したがって、審査請求人には法第63条に基づく費用返還の義務がある。

2 費用返還額の決定について

(1) 平成24年7月23日付け社援発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（以下「平成24年課長通知」という。）は、「法第63条に基づく費用返還については、原則全額を対象とすること。ただし、全額返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される場合は、次の範囲で控除して差し支えない。」として①～⑥を示した上で、⑤において「遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと」としている。

そして、同通知の(2)は、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められるとした上で、遡及して受給した年金収入の取扱いについて、次の3つの取扱いを求めている。

ア 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと、という3つの取扱いを説明しておくこと。

イ 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

ウ 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

- (2) これを本件処分について見ると、審査請求人は、平成29年8月に総額4,356,542円の障害年金を受領し、処分庁はこの額から、本件処分から5年以前が支払対象月であるため受給月で収入認定対象となる375,983円及び保護廃止月の8月及び9月の生活に充てられるべき平成29年6月及び7月分として支給される253,671円を除いた3,726,888円を費用返還の対象額としている。

また、審査請求人の生活保護は、平成26年10月29日付けで処分庁において開始され、平成29年8月1日付けで廃止されており、この間の保護費の総額は3,793,084円である。

このように、保護支弁額が費用返還対象額を超えていることから、費用返還対象額を全額の3,726,888円としたことについては、平成24年課長通知に従い適切に行われたものであり、違法又は不当な取扱いであるとは認められない。

一方、処分庁は、本件処分にあたって、ケース記録及び審理員が行政不服審査法（平成26年法律第68号）第36条に基づき処分庁に対して行った質問に対する回答によれば、上記(1)アについて、①と②については平成29年2月8日及び同年6月8日に審査請求人に対して説明を行っているが、③については説明を行っていないことが確認できる。

当該説明を行っていない理由について、処分庁は、審理員が行政不服審査法第36条に基づき行った質問に対する回答において、「本件については客観的に真にやむを得ない事情があったとは認められなかったため、説明は行っておりません」と主張している。

しかし、被保護世帯に年金が遡及して支給される場合に、平成24年課長通知は、保護の実施機関に対して自立更生費等を控除する上で厳格な対応を求めるとともに、その前提として必要な手続を定めたものである。

このことを踏まえると、当該説明は、処分庁の判断により省略することができるものではなく、また、審査請求人は、処分庁が当該説明を行っていないことにより、費用返還額の控除について相談する機会を失っているといわざるを得ない。

よって、処分庁においては、上記(1)ア③の費用返還の控除について審査請求人に説明し、控除について相談がなされた場合には、その必要性について検討する必要があるが、これを行っていない本件処分は不当である。

- (3) なお、審査請求人は、「処分庁がもっと早く『自分で年金事務所に行くよう』助言や支援を行っていれば、平成27年の8月には保護廃止となっていた可能性があり、保護費支弁額が少額で済んでおり、その分費用返還対象額が少額となった可能性がある。結果、平成29年8月に保護廃止となるよりも多額の遡及年金を保有したまま、保護が廃止されていたことが予想されることから、本件処分は不当である」と主張していると解される。

しかしながら、審査請求人が主張するように費用返還対象額が少額となった可能性があるとしても、本件処分においては、上記1「法63条の適用について」の(1)、(2)のとおり、審査請求人は、遡及して支給される障害年金を受給することにより法第63条

の「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しており、審査請求人の主張は、法第63条の適用の判断とは関係がない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年1月24日

鹿児島県知事 三反園 訓

